

平成二十年六月十日受領
答弁第四六四号

内閣衆質一六九第四六四号

平成二十年六月十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度に関する福田総理及び舛添厚生労働大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度に関する福田総理及び舛添厚生労働大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の発言は、老人保健制度においては、七十四歳以下のいわゆる現役世代の負担割合について上限が定められていないことを前提としたものである。また、お尋ねの負担についての推計は行っていないため、お答えすることは困難である。

三及び四について

お尋ねの発言の根拠は、一及び二についてでお答えしたとおりである。また、お尋ねの比較のための推計は行っていないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの各年代における寝たきりになりやすさの変化については把握していないが、お尋ねの理由については、先の答弁書（平成二十年六月三日内閣衆質一六九第四二五号）十二についてでお答えしたとおりである。